

# 環<sup>わ</sup>の道<sup>みち</sup>

## CONTENTS

年頭所感 .....	2
トピックス	
WARM BIZ(ウォームビズ) .....	3
ニホンザリガニの危機 .....	3
2006年 課題と抱負	
環境対策課 .....	4
国立公園・保全整備課 .....	6
野生生物課 .....	7
レンジャーの抱負 .....	8
釧路自然環境事務所 .....	10
イベント情報 .....	11

創刊号  
2006.1

知床連山、羅臼岳(右)と三ツ峰(左)  
(撮影:(財)知床財団 森 信也氏)



環境省

北海道地方環境事務所



# 年頭所感



## 北海道の環境保全のために

北海道地方環境事務所長  
青山 銀三

新年明けましておめでとうございます。

昨年10月、環境省の全国7つの地方支分部局の一つとして北海道地方環境事務所が発足しました。地方環境事務所は従来の自然保護事務所と環境対策調査官事務所が統合再編されたもので、環境省の地方出先機関として環境行政全般を担当します。

今回の組織再編を契機に、これまで東西の北海道地区自然保護事務所で発行してきた広報誌「北の自然」をリニューアルし、生活環境分野も含めた内容とした新たな広報誌「環の道(わのみち)」を発行することとしました。この名称には、環境省がテーマとしている「環の国」づくりの北海道版をイメージし、「道」には北海道の意味が込められています。どうぞよろしくご愛読のほどお願い申し上げます。

北海道では、昨年、知床が世界自然遺産に登録されるとともに、ラムサール条約登録湿地が6カ所増え道内に13カ所となりました。このように北海道は豊かで魅力的な自然に恵まれており、この自然を適切に保全し持続的に活用することがますます重要になっています。一方、従来からの生活環境面の問題、さらにはゴミの不法投棄や漂着ゴミ、地球温暖化対策への取り組み等課題が多いのも実情です。

地方環境事務所の発足に当たり、小池環境大臣から事務所職員に対して、「何のために、いつ、何をすればよいかを常に意識しながら、研鑽を重ね、健康に留意し、地域における環境行政を推進するエンジンとなって活躍するように」との激励の言葉がありました。

新年を迎え、私ども職員はこの言葉を常に念頭に置きながら、日頃の職務に専念し、北海道の環境保全のため、そして北海道民の皆様が恵まれた環境のなかで心豊かな日々を過ごしていけるよう一層努力していく所存ですので、これからも、関係機関及び団体、並びに地域の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



## 新広報誌に寄せて

財団法人 北海道環境財団理事長  
辻井 達一

エジプトの古い碑文を苦心して解読したら「昔は良かった」と書いてあった、という話があります。これは本当なのかどうか、知りませんが、どうやら何時の時代でも「昔は良かった」と考えるのが人間というものらしい。

私も学生の頃に「昔は凄い森林があった、こんなものではなかった」と先生から聞かされましたが、その話をした教授も、これまた若い頃に同じような台詞を聞かされたそうです。

まあ、森林は土地さえあれば時間の問題で再び甦える日もあるでしょう。湿原もまた、失われるものもある反面、数百年レベルでは新たに生まれるところもある勘定です。たとえば風蓮湖などは数百年どころか、今の堆積速度から計算すれば早ければ二百年くらいで、そして部分的には百年を待たずになかなか立派な湿原風景に近づくと考えられます。消えるものあれば、生まれるものありというわけです。

だから、何もなくてもいい、というわけではありません。ただ保全すればいい、というだけでなく、自然再生という考え方、そしてそのための積極的な事業も考えられるようになりました。これまた、再生が可能なだから変化も利用も遠慮無く、というものではないのはもちろんです。自然を考える上では、それに関わる人たちはそうした技術もまた身に付けなければならない段階だと思います。

しかし、そうした時代になっても、私はそうした人たちに直接に北海道の自然に携わる環境省の若いスタッフには、新しい技術を持つと共に、詩人であって欲しいと思います。詩を書け、と言っているのではなく、詩的感覚を持って自然に対して欲しいということなのです。



## 20 が常識？ 暖かく、働きやすく、かっこいい WARM BIZ(ウォームビズ)とは

環境省では、地球温暖化防止のため、冬の暖房時のオフィスの室温を20 にすることを呼びかけています。「寒いときは着る」、「過度に暖房に頼らない」、そんな原点に立ち返り、室温を20 に保つても快適に、しかも格好良く過ごせるビジネススタイルを新たに提唱し、これを「WARM BIZ(ウォームビズ)」と呼ぶことで、COOL BIZ(クールビズ)に引き続きビジネスシーンにおいて定着化していくことを期待しています。

### ～ 暖房の1 緩和は冷房の4倍の削減効果が ～

冬場に家庭において暖房温度を21 から20 へ下げた場合、夏場に冷房温度を27 から28 へ上げた場合と比べて4倍強のCO<sub>2</sub>の削減効果があるといわれています。寒冷地であ

る本道の場合、その効果が一層期待され、電気代や灯油代などの節約効果も見込まれます。

ウォームビズのコンセプトは、「暖房に頼り過ぎる」ことを改めて「心地よい暖かさを自ら創り出す」ことです。朝のコーヒーで身も心もホットになる、歩くことで自らの熱と健康を生み出す、重ね着でオシャレするなどアイデアはいろいろあります。

この冬はビジネスの場に限らず、ご家庭の中でもウォームビズを実践されてみてはいかがでしょうか。



TOPICS

## ニホンザリガニの危機 釧路湿原の在来種を守る取組

かつて釧路湿原国立公園には在来種のニホンザリガニが広く生息していました。体長が数cmにしかならない小さなザリガニです。しかし最近はその生息地と個体数が減少しているため、保全に向けた様々な取組が進められています。環境省では、繁殖力が強く生態系に及ぼす影響も大きいといわれる外来種のウチダザリガニの防除を行いました。地元ボランティアの協力も得て平成15～17年度に捕獲作業を展開し、釧路湿原の一部においてザリガニ両種の生息状況や、ウチダザリガニが侵入するおそれのある場所について情報を得ることができました。

また、釧路湿原自然再生の枠組みの中では外来生物の影響を低減する管理手法の確立が目標に据えられ、湿原生



ウチダザリガニ



生息確認されたニホンザリガニ

態系と希少野生生物の生息・生育環境の保全・再生に向けた事業が始まろうとしています。釧路湿原の豊かな生態系の象徴の一つでもあるニホンザリガニを保全するためには、今後も引

き続き生息環境等の科学的知見の集積、地域への普及啓発、外来生物の管理等について充実させていく必要があります。



防除したウチダザリガニ



## 環境対策課

環境対策課では、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化対策及び環境教育・環境保全活動の推進の大きく分けて三つの業務を担っています。

### 廃棄物・リサイクル

産業廃棄物の大規模な不法投棄や廃棄物等の不正な輸出入を防ぎつつ、廃棄物のリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rを推進し、循環型社会を形成していくため、次のような取組を行っています。

#### 不法投棄などへの対応

廃棄物の適正処理を推進するため、地方公共団体等の関係機関との連携や情報共有を強化するとともに、不法投棄ホットラインへの対応などを通じて、不法投棄への早期対応、拡大防止のための監視、調査活動を行います。また、各種リサイクル法に基づく事業者への立入検査、緊急時における廃棄物処理施設等への立入検査を行います。

廃棄物等の輸出入に係る事前相談や廃棄物処理法に基づく輸出確認、輸入許可に係る審査を行います。廃棄物等の不法な輸出入があった場合には、それを行った者に対する報告徴収や立入検査等を行います。



硫酸ピッチ探査犬を活用した港湾監視業務

#### 循環型社会形成の推進

ごみゼロ推進北海道大会の開催など、ごみの減量化やリサイクル推進のための普及啓発を行います。また、廃棄物処理・リサイクル施設等の整備を図る循環型社会形成推進交付金制度において、市町村等が策定する地域計画の構成段階から協働し、廃棄物の3Rを推進します。



ごみゼロ推進北海道大会の様子  
(ごみゼロ推進シンポジウム)



ごみゼロ推進北海道大会の様子  
(紙バックを利用したはがきづくり)

### 不法投棄ホットラインの開設

環境省では、大量の産業廃棄物の不法投棄など緊急に対応を要する事案についての情報を国民から直接受ける窓口として、次のとおり通報専用のメールアドレス及びFAXを設けています。

電子メール 産廃110番  
sanpai110@env.go.jp

FAX ゴミなしさんばい  
0120-537-381

また、次のサイトから携帯電話で直接メールを送信することも可能です。

<http://www.env.go.jp/k/recycle/s110.html>  
(iモード、EZweb、vodafone live!対応)



## 国立公園・保全整備課

国立公園・保全整備課では、国立公園を自然の風景地として保護し、自然とのふれあいの場として適正な利用を図るとともに、登山道の修復やビジターセンターの整備など国立公園の保護と利用に必要な施設づくりを行っています。

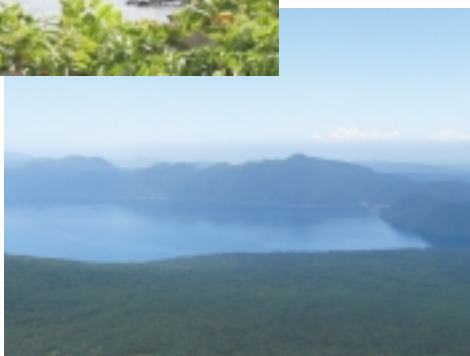
### 支笏湖に 乗入れ規制地区を設定

国立公園では、その保護と利用の基本的な指針として公園ごとの「公園計画」を定めていますが、この度、支笏洞爺国立公園では、社会条件の変化などに対応するため、公園全域を対象とするものとしては、平成7年以来10年ぶりとなる公園計画の見直しを行いました。

その中で支笏湖では、プレジャーボートの乗入れによって水中植生の荒廃が生じており、さらに燃料等による水質の悪化、騒音、ゴミの投棄などによる野生生物への悪影響が懸念されるため、既に支笏湖南岸の陸域に指定していた乗入れ規制地区を支笏湖の湖面全域に拡張することとなりました。



支笏湖における  
プレジャーボートの  
乗入れ(ボロピナイ)



神秘的な支笏湖  
(樽前山より)

今年は拡張初年となることから、当事務所では、地元千歳市や関係機関と連携し、利用者の皆様のご協力も得ながら、静穏な支笏湖を維持するため普及啓発やパトロール活動などの実施に取り組みます。

### 洞爺湖ビジターセンター 建築工事着工

当事務所では、このほど虻田町洞爺湖温泉町において洞爺湖ビジターセンターの建築工事に着手しました。供用は19年度の早い時期を予定しており、これから2ヶ年間の工事となります。木造2階建て 延床面積1,471㎡の建物です。

建設地は、先の有珠山の噴火により移転した洞爺湖温泉小学校の跡地で、周辺には、金比羅火口や噴火の痕跡を残す、いわゆる火山遺構と呼ばれる施設群があります。

ビジターセンターには、これらの金比羅火口から立ち上る噴煙や廃墟となった火山遺構を望見できるよう2階に展望室を設けるほか、展示の内容は、火山や火山によりもたらされる特異な自然環境などを中心に解説する予定です。中でも幅2m、高さ6mの噴煙が立ち登る噴火時の写真パネルは、その迫力が皆さんにも伝わるのではと期待しています。



洞爺湖ビジターセンター イメージ図

今年は建物の第一期工事で、完成までに約2年間を要しますが、完成後の有意義な活用を念頭に置きながら、円滑な工事の進行に努めます。



# 野生生物課

野生生物課では、希少野生動植物の保護増殖、ラムサール条約登録湿地や鳥獣保護区指定等の取り組み、外来生物、傷病鳥獣に関する業務などを行っています。

## ストップ・ザ・特定外来生物!

昨年6月の外来生物法施行以降、大臣権限で行われてきた事務の大部分が、平成18年1月4日より、北海道地方環境事務所に委任されます。

これにより、同法に基づく業務が当課において本格的に開始されます。

委任されるのは、

特定外来生物の飼養等の許可権限

防除の確認・認定に関する権限

防除に伴う職員の立ち入りや捕獲等の権限

などです。

当事務所では、この外来生物法に基づき「特定外来生物」に指定されたアライグマについて、効果的な防除対策を検討するためのモデル事業を実施しています。ア

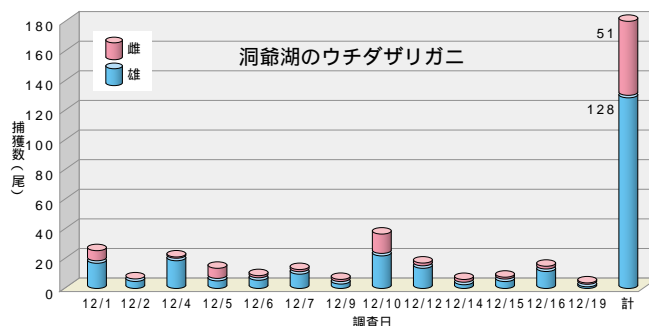


エゾサンショウウオやニホンザリガニ、鳥類はアライグマの重要な餌になっており、その生息が脅かされています。

ライグマは、道央部を中心に野生化・繁殖して生態系に影響を与えるなど大きな問題となっています。

この事業では、環境省・北海道・北海道大学が連携して、野幌森林公園及びその周辺部で捕獲したアライグマの生態学的データを収集、防除効果の検証及び生息分布傾向の確認などを行っています。

また、洞爺湖ではウチダザリガニの捕獲調査を行いました。



12月1日から実施した捕獲調査の結果(12月19日現在)

今年は、アライグマのほか、「特定外来生物」に追加されることが昨年12月に閣議決定されたウチダザリガニ、アメリカミンクなども含め、北海道や市町村等と協力して特定外来生物の防除を推進したいと考えています。

## 外来生物法のしくみ

### 外来生物法とは

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

### 特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて特定外来生物として政府が指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されます。(第1次でアライグマ等37種類が指定されています。)

### 飼養等の許可

学術研究などの目的で、適正に管理することができる施設を有している場合については、主務大臣の許可を得ることで、特定外来生物の飼養・栽培・保管・運搬・輸入などをすることができます。

# 2006年 レンジャー の 抱負



稚内自然保護官事務所

松村 隆幸

今年度をもって退職しますが、4月からは東川町を起点として大雪山国立公園を利用される方々にパークボランティア活動をとおして大雪山の素晴らしい自然を伝えていきたいです。

## 利尻礼文サロベツ 国立公園

稚内自然保護官事務所

羽幌自然保護官事務所

小野 宏治

日本で繁殖する海鳥の6割は、すでにレッドリストに掲載されており、とても危機的な状況にあります。陸はもちろん、海の生態系保全にも積極的に取り組んでいきたいです。

羽幌自然保護官事務所

東川自然保護官事務所

佐藤 勝

パークボランティアはじめ多くの山の仲間達の協力を得て、きめ細かな自然保護活動への取り組みと公園利用者の快適性に配慮した、登山道、標識等の整備を推進したいと思います。

上士幌自然保護官事務所

久保 忠義

十勝平野に生まれ、東大雪で肥沃した十勝川の恩恵で育ち、その後も源流部をエリアとして業務に関わったことは山官冥利でしたが、人が自然を犠牲にして来たことも忘れてはならず、小さな活動で大雪山の自然回復を支援して行(生)きたいと思っています。

## 北海道地方 環境事務所

支笏湖自然保護官事務所

苫小牧自然保護官事務所

## 支笏洞爺 国立公園

洞爺湖  
自然保護官  
事務所



稚内自然保護官事務所

野川 裕史

サロベツ原野などの湿原保全、レプンアツモリソウなど高山植物の保護、利尻山登山道の再整備などなど、この地域を愛する方々の熱い思いを実現できるよう今年も頑張ります!



支笏湖自然保護官事務所

盛川 実

北海道地方環境事務所の発足、知床の世界自然遺産登録、身近なところで支笏湖の乗入れ規制と、環境を巡る変化の中で、自然環境の「防人」に徹したいと思っています。



支笏湖自然保護官事務所

齋藤 純一

昨年4月に赴任した支笏湖もあっという間に夏が終わりました。初めて暮らす北海道で戸惑うこともありましたが、今年は仕事も遊びも計画的にこなしていきたいと思っています。



洞爺湖自然保護官事務所

木住野 泰明

国立公園内で仕事、生活されている方々と交流する機会を多く持ち、国立公園行政に対する地元からの様々なご意見を伺うとともに、私どもが考える国立公園としての街づくりについて、積極的にPRしたいと思います。



苫小牧自然保護官事務所

石田 守雄

10月に新設されたこの苫小牧自然保護官事務所を地元の方や関係者の方との連携の拠点として、ウトナイ湖や宮島沼を保全するために地域に根ざした業務を進めていきたいです。



阿寒湖自然保護官事務所

戸田 知美

阿寒湖に来て初めての新年を迎えます。昨年11月には、阿寒湖がラムサール条約の登録湿地に指定されました。今年は、例年以上に地元の活発な動きが期待される中、パートナーシップを通して、地元とのより信頼できる関係を築いていきたいと考えています。



上川自然保護官事務所

三島 光博

人生イロイロですが、大雪山のヒトも奥深い自然の魅力もイロイロです。本年もそんな多様な豊かな境遇に感謝しつつ、大志ある関係者と力を合わせ、地域の目線で頑張ります。本年もよろしくお願いいたします。



上川自然保護官事務所

谷田 博之

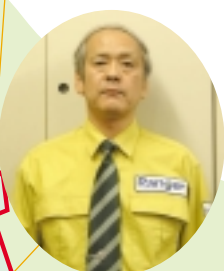
皆様、あけましておめでとうございます。環境省に出向してから、早いもので二回目の正月を迎えました。自然保護官としての職務も秒読み段階、かつ、第2の人生のスタート年。有終の美を目指して邁進。



上川自然保護官事務所

熊谷 信一

また、新たな年がスタートしました。毎年、この時期は気持ちを新たにあれもこれもと目標を立てるのですが、いつも尻すぼみ！今年こそは、気力・体力勝負で是非達成？本年もよろしくお願いいたします。



ウトロ自然保護官事務所

河野 通治

世界遺産に登録された知床の優れた自然環境と地域の方々の暮らしについて理解を深め、関係者との連携・協力の下、その両立を図るための取組みを着実に前進させたいと思います。



ウトロ自然保護官事務所

平井 泰

昨年の4月に赴任し、初の現場勤務で対応が後手に回り気味でしたが、世界遺産に登録され、ここが正念場の知床を、守り、発展させるため、今年はみなさんの協力を得て前へ前へ進んでいこうと思います。



羅臼自然保護官事務所

安藤 弘

今年で5回目の年男。世界自然遺産に登録された知床の自然を満喫し、健康で充実した1年になるよう最後まで一生懸命頑張ります。



羅臼自然保護官事務所

岸 秀蔵

知床が世界自然遺産に登録され新たな年を迎えました。今年は登録地としてふさわしい保護と利用のあり方を来訪者に発信し、知床の魅力を伝え、さらに新たな魅力を発見するよう努力していきたいと思います。



川湯自然保護官事務所

南川 秀男

3月末日をもって定年退職、第二の人生が始まります。心身の健康づくりを狙いに、阿寒の自然を守り、その素晴らしさを伝えるなどボランティア活動に取り組んでいきたいと思っています。



川湯自然保護官事務所

広野 行男

地域の方々とともに汗を流すことを目標に、思い切りよく現場に出て行きたいと思っています。手作りする感覚で、当地ならではの景観作り、魅力の発信に取り組んでいきたいところです。



釧路湿原自然保護官事務所

西野 雄一

野生生物課との併任で釧路湿原自然保護官に任命されています。国立公園行政と野生生物保護行政のパイプ役として少しでも役に立てればと思っています。



釧路湿原自然保護官事務所

山本 豊

あけましておめでとうございます。今年も地元の方々の協力を得ながら、日本で一番新しい国立公園(釧路湿原国立公園)の成長を少しでも促すことができればよいと思います。



阿寒国立公園

川湯自然保護官事務所

阿寒自然保護官事務所

釧路湿原国立公園

釧路自然環境事務所

羅臼自然保護官事務所

ウトロ自然保護官事務所

知床国立公園

上川自然保護官事務所

東川自然保護官事務所

大雪山国立公園

上士幌自然保護官事務所

# 釧路自然環境事務所

釧路自然環境事務所では、道東地域の国立公園の保護利用や国指定鳥獣保護区の管理、希少野生生物の保護増殖などの業務を行っています。



2湖に映る知床連山

オオワシ



ヒグマ

## 世界自然遺産の保全利用

昨年は、知床の世界自然遺産登録(7月)という大きな出来事がありました。

世界自然遺産登録は、知床のすぐれた自然を後世に引き継ぐための1つのステップであり、これまで地元をはじめ、様々な方々の努力によって守られてきた知床を、今後さらに適切に保全していくため、多くの課題を解決する必要があります。その課題の1つが「利用ルール」の策定です。

昨年、遺産登録の効果により知床には以前にも増してたくさんの利用者が訪れました。今年はさらに増加するのではないかと予想されています。過剰な利用は、植生衰退等、自然環境に重大な影響を及ぼす懸念があるため、「利用のルール」(一定の制限)のもと適正な利用により、自然環境への影響を最小限に抑えなければなりません。



カムイワッカの混雑状況

また、知床の原生的な自然を持続的に利用するための方法として、「エコツーリズム」の推進があります。優れた自然に悪影響を与えることなく、質の高い自然体験を持続的に行うことができるよう配慮した利用手法を開発・提供することにより、自然環境を良好に維持し、地域振興にも結び付けようというものです。エコツーリズムについては、2006年度中にその適切な実施のための具体的なガイドラインを作成することとしています。

適正利用のあり方については、世界遺産登録前(2001年)から、学識経験者、地元関係者、関係機関、団体等の参画を得て検討を行い、これまでに半島先端部地区、半島中央部地区の基本計画を策定、公表しました。今年は、これら基本計画の具体化に向けて引き続き検討を進めていくこととなります。



ヒグマを撮影する観光客(非常に危険)



流水に覆われたオホーツク



複線化した登山道(植生の衰退)

今年も知床に関する業務は当事務所の中で大きなウエイトを占めることになりそうです。



知床連山縦走路上の二つ池



## 上川自然保護官事務所から ☎01658-2-2574

3月 5日(日) 冬の自然観察会  
 実施場所: 層雲峡 大雪原生林  
 3月22日(水) 冬の自然観察(スライド上映会)  
 実施場所: 上川町かみんぐホール  
 連絡先: 上川町かみんぐホール(☎01658-2-2371)

## 東川自然保護官事務所から ☎0166-82-2527

3月 5日(日) 春の息吹と動植物の自然観察  
 実施場所: 上川郡東川町(くるみの沢)  
 連絡先: 東川町公民館(☎0166-82-3200)

## 上士幌自然保護官事務所から ☎01564-2-3337

1月22日(日) 冬の自然観察会(動物の足跡観察)  
 2月26日(日) 冬の自然観察(巨木観察)  
 実施場所: 河東郡上士幌町字糠平  
 連絡先: 上士幌自然保護官事務所(☎01564-2-3337)  
 ひがし大雪博物館(☎01564-4-2323)

## 支笏湖ビジターセンターから ☎0123-25-2453

1月22日(日) 冬の支笏湖自然観察会(歩くスキー)  
 2月19日(日) 雪と遊ぶ自然体験(スノーシュー)  
 3月12日(日) 春の息吹さがし自然観察会(スノーシュー)  
 実施場所: 支笏湖ビジターセンター周辺



## 洞爺財田自然体験ハウスから ☎0142-82-5999

1月21日(土) バードフィーダーづくり  
 2月18日(土) 雪と遊ぶ♪ イグルー、スノーランタンづくり  
 3月11日(土) 財田スノーシューハイク  
 実施場所: 洞爺財田自然体験ハウス周辺



## ウトナイ湖野生鳥獣保護センターから ☎0144-58-2231

1月15日(日) 第1回野鳥撮影入門講座  
 1月22日(日) 傷病鳥獣救護ボランティア養成講座  
 2月12日(日) 自然体験 冬のお散歩会  
 2月26日(日) 第2回野鳥撮影入門講座  
 3月19日(日) 自然体験 初めてのバードウォッチング  
 3月19日(日) 第3回野鳥撮影入門講座  
 実施場所: ウトナイ湖野生鳥獣保護センター周辺

## 川湯自然保護官事務所から ☎01548-3-2335

1月22日(日) ポンポン山を歩く  
 2月19日(日) 御神渡り観察会  
 3月 5日(日) 冬の摩周湖外輪を歩く  
 実施場所: 川湯エコミュージアムセンター周辺  
 連絡先: 川湯エコミュージアムセンター(☎01548-3-4100)

## 阿寒湖自然保護官事務所から ☎0154-67-2624

1月29日(日) ひょうたん沼スノーシューハイキング  
 2月19日(日) オンネトースキーハイキング  
 2月26日(日) エゾシカ観察ハイキング  
 3月19日(日) 白湯山スキーハイキング  
 実施場所: 阿寒湖畔エコミュージアムセンター周辺  
 連絡先: 阿寒湖畔エコミュージアムセンター  
 (☎0154-67-4100)

## 釧路湿原自然保護官事務所から 0154-56-2345

1月14日(土) 冬の塘路湖ウォッチング  
 実施場所: 塘路湖エコミュージアムセンター周辺  
 1月15日(日) 厳冬の湿原ハイク  
 実施場所: 温根内ビジターセンター周辺  
 1月15日(日) バードカービング作り(全6回)  
 実施場所: 塘路湖エコミュージアムセンター  
 2月 4日(日) スノーシューで冬の自然を楽しもう  
 実施場所: 塘路湖エコミュージアムセンター周辺  
 2月 5日(日) 歩くスキーでアニマルトラッキング  
 実施場所: 温根内ビジターセンター周辺  
 2月19日(日) バードカービング作り(全6回)  
 実施場所: 塘路湖エコミュージアムセンター  
 3月 4日(土) 雪原散策ウォッチング  
 実施場所: 塘路湖エコミュージアムセンター周辺  
 3月 5日(日) 鳥の巣箱を作ろう  
 実施場所: 温根内ビジターセンター  
 3月12日(日) バードカービング作り(全6回)  
 実施場所: 塘路湖エコミュージアムセンター  
 連絡先:  
 塘路湖エコミュージアムセンター(☎01548-7-3003)  
 温根内ビジターセンター(☎0154-65-2323)

## 北海道地方環境事務所から ☎011-251-8702

1月11日(水)~13日(金) 泊3日 環境教育リーダー研修基礎講座  
 実施場所: 空知郡北村 東地区自然体験宿泊学習館「ぱる」  
 連絡先: 北海道地方環境事務所 環境対策課

# 組織再編

## 豊かな地域づくりのために 北海道地方環境事務所の発足



昨年10月1日に環境省設置法の改正に伴い全国7ヶ所に地方環境事務所が設置されてから早くも3ヶ月が経ちました。昨年は、知床が世界自然遺産に登録され、サロベツ原野など道内6ヶ所が新たにラムサール条約登録湿地になるという明るい話題が続く一方、アスベスト問題、地球温暖化



事務所内の様子



を想起させる異常気象といった多方面の環境問題がニュースで流れ、地方環境事務所が取り組むべき業務の幅の広さを改めて実感しています。

環境問題は、地球温暖化や廃棄物の対策にみられるように、市民生活そのものが原因の一端となるという形に変容しています。また、人々の価値観も多様化し、市民や企業の

社会貢献活動が活発化して地域社会が自ら一定の役割を担う時代が到来しています。こうした中、国には環境問題に対し、国際的、全国的、広域的な見地から、自ら責任をもって現場で行動するとともに、情報提供等を通じ地域での活動を支援していくことが求められています。

地方環境事務所では環境省の現場窓口としてこれらの要請に的確に答えていくため、地域の視点に立った情報の収集や分析に努め、地域の行政や専門家、住民の方々の協力を得ながら、豊かな地域づくりに貢献していきたいと考えています。引き続きよろしくお願ひいたします。



北2条通りから見た  
ユーンネットビル  
9階が事務所

## 広報誌の名称について

今回、北海道地方環境事務所の広報誌を発行するにあたっては、当事務所(釧路自然環境事務所含む)全職員から名称を募集し、総数120題の中から「環の道」を選びました。

この名称を提案したのは、家入勝次(国立公園・保全整備課)ともう1名(希望により匿名)。

持続的な社会の構築に向けて、北海道から地域・全国に発信しようとの熱い思いが込められています。

## 編集後記

1993年(平成5年)6月に創刊した「北の国立公園」から、「北の自然」へと引き継がれてきた広報誌は、昨年10月の組織再編に伴い、北海道地方環境事務所広報誌「環の道」として装いも新たにスタートしました。

本号は、新年創刊号として今年の抱負を中心に特集しましたが、読者の皆様には、ご意見、感想など叱咤激励をお寄せいただき、それを糧に誌面の一層の充実に努力したいと考えています。

北海道地方環境事務所と地域・住民との架け橋として、親しみやすい広報誌づくりを目指して、担当者一同意を新たに取り組む覚悟であり、ご愛読いただければ幸いです。

発行：環境省

北海道地方環境事務所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーンネットビル9階

TEL(011)251-8700・FAX(011)219-7072

<http://hokkaido.env.go.jp/>

釧路自然環境事務所

〒085-8639 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎4階

TEL(0154)32-7500・FAX(0154)32-7575